

亜鉛の排水基準に係る経過措置について

[大阪府環境審議会水質部会報告書]

大阪府環境審議会水質部会長

平成29年11月2日に知事から諮問があった、亜鉛の排水基準に係る経過措置について、平成29年11月2日及び平成30年1月29日に水質部会を開催し、審議を行った。

「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会水質部会運営要領」第4第4項の規定により、同部会の決議を本審議会の決議とし、平成30年1月29日に答申を行ったので、同要領第4第5項の規定により報告する。